

## 【IRC 会員規約】

### 第1条（名称）

本会員は、「IRC 会員」と称する。

### 第2条（会員組織の運営）

本会員組織の運営は、株式会社いよぎん地域経済研究センター（IRC）が行う。

### 第3条（目的）

本会員は、会員企業の発展に資することを目的とする。

### 第4条（事業）

弊社はその目的遂行のため、会員に対して、企業経営に関わる各種情報・サービスの提供、セミナー・講演会等の開催、および刊行物の発行等の事業（以下総称して「サービス」という）を行う。

### 第5条（会員）

1. 本会員は、所定の手続きを経て入会した法人・団体・個人とする。
2. 本会員に入会を希望するものが、以下に該当する場合、弊社は入会を拒否することができる。
  - (1)公序良俗に反する営業を営むもの。
  - (2)その他、弊社が会員として不適当と認めたもの。
3. 会員は、代表者・住所・連絡先等に変更のあった場合には、弊社まで速やかに届け出なければならない。
4. 会員は、いかなる場合にもその資格を譲渡することはできない。

### 第6条（会費）

1. 会員は、弊社が定める会費を所定の方法で納めるものとする。
2. 会費は、経済情勢の変動等により、同意なく変更することがある。
3. 納入済みの会費については、弊社に重大な過失がある場合を除き、中途退会等いかなる場合も返還しない。
4. 弊社が前月 15 日から当月 14 日（休日の場合、前営業日）の間に登録した会員の会費は、翌月 10 日（休日の場合、翌営業日）に翌月分より徴収する。

### 第7条（自動退会）

会員は、会費等の納入を 2 カ月間遅滞した場合、自動的に退会となる。

### 第8条（個人情報の取り扱い）

1. 弊社は、サービスに関連して取得した会員の個人情報を弊社の「個人情報の

お取り扱いについて（プライバシーポリシー）

（<https://www.iyoirc.jp/about/privacy/>）にしたがって適切に取り扱う。

2. 会員から取得した個人情報は適切に管理し、法令等に基づく場合を除いて、あらかじめ会員の同意を得ることなく、第三者に提供することはない。
3. 弊社は、会員が、本申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本重要事項の内容の全部又は一部を承諾しない場合、入会をお断りすることがある。

#### 第9条（その他）

1. 会員は、弊社から得たサービスを、弊社の許諾を得ずに第三者に提供してはならない。
2. 弊社を介して会員が提供し、あるいは会員に提供された情報については、会員個々の責任において利用又は処理するものとし、弊社は何ら責任を負わない。
3. 本規約の改正・変更は弊社の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。
4. 本規約の各条項その他の条件は、経済情勢の変動等その他相当の事由があると認められる場合には、弊社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとする。
5. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとする。

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

1. 会員（申込人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与

をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難  
されるべき関係を有すること

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、  
または業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. 会員は、会員が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号の一つにでも該当する行為をし、または第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、この契約を解除されても異議はない。

4. 前項に基づきこの契約が解除された場合でも、これによって会員に生じた損害について弊社に賠償を請求することはせず、また、弊社に生じた損害を賠償する。

(付則)

この規約は、2026年2月1日より施行する。

## 【預金口座振替規定】

1. 支払うべき会費等について銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落のうえ、お支払ください。  
なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても差し支えありません。
2. 預金の引落に当たっては、当座勘定規定または預金規定に関わらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、同月 25 日、翌月 10 日に再度引落処理をしてください。3 度の引落で処理できなかった場合は、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
4. 指定日が休日の場合は、指定日の翌営業日に引落してください。
5. この契約は、銀行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
6. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、銀行の責めによるものを除き、銀行にはご迷惑をかけません。
7. この契約を解約するときは、私から銀行もしくはいよぎん地域経済研究センターに届け出ます。また、年度の途中で解約しても、支払済み年会費の返却請求はいたしません。